

## しゃかいきょういく 社会教育ってなあに？

～「社会教育」の法律～

「学校」が身近なところにある学びの場であることは、多くの方がご存じだと思います。『学校教育法』という法律に基づいて、それぞれの「学校」は設置され教育活動が行われています。ちなみに、幼稚園や大学も「学校」です。

少し大きなことを書きますと、我が国の教育の目的及び理念は『教育基本法（昭和22年）』で定義され、全国で振興が図られています。

その中で、「社会教育」は個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育として奨励されなければならないということを基本としています。

社会教育とは、学校での教育活動を除いた、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動であるということが『社会教育法』で定義され、教育委員会はその環境整備を醸成するよう様々な事務に取り組んでいます。子どもも大人も、区民誰もが主体者ですので、学びで人生を豊かにしていきましょう。

次回もお楽しみに！

大田区 社会教育主事

